

人生80年いきいき住宅助成 ～60歳以上の方が居住する住宅に拡大～

住宅改造助成の対象を、これまでの要支援・要介護認定者、身体障害者の方等を含む世帯に加え、60歳以上の方を含む世帯に拡充します。住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるよう住宅のバリアフリー化を支援します。

▼対象 60歳以上の方と同居しており、次のいずれかに該当する世帯

○生計中心者が給与収入のみで前年分の給与収入金額が800万円以下

○生計中心者が給与収入のみ以外で前年分の所得金額が600万円以下の世帯 など

▼補助要件 浴室・洗面所、便所、玄関、廊下・階段のうち、2カ所で手すりの取り付けまた

は屋内の段差解消を行うこと。昭和56年5月以前に建築した戸建て住宅は、簡易耐震診断を行うこと



※助成対象の工事は限定されています。

▼補助対象限度額

100万円(箇所ごとに限度額あり)

※予算の範囲内で先着順(約30件)

▼補助率

○工事費の3分の1(市民税課税世帯)

○工事費の2分の1(市民税非課税世帯)

▼申込方法 高年介護課・各振興局市民福祉課にある申込書を提出

《申込み・問合せ》高年介護課 ☎29-0055

《主な助成対象工事》

改造箇所	助成対象工事	補助対象限度額
浴室・洗面所	浴室出入口の段差解消、手すりの取り付け、段差解消のための洗面所の床の張り替え、段差解消のための洗面所の戸の取り替え など	40万円
便所	段差解消のための床の張り替え、段差解消のための戸の取り替え、手すりの取り付け、和便器から洋便器への取り替え・洋便器の設置 など	30万円
玄関	上がりかまちの段差解消のための式台の設置、玄関から道路までの通路の段差解消、玄関から道路までの通路の段差解消、手すりの取り付け など	20万円
廊下・階段	手すりの取り付け、段差解消のための廊下の床の張り替え など	10万円
居室	出入口の段差解消、段差解消のための床の張り替え、段差解消のための戸の取り替え など	10万円
台所	段差解消のための床の張り替え、段差解消のための戸の取り替え など	10万円

普通河川^{しんせつ}浚渫補助

良好な河川環境を維持し、地区住民の安全で安心な生活を確保するための活動に対して、河川の浚渫費用を補助します。

▼対象 区(町内会)

〔対象河川〕高さ・幅がそれぞれ1m以上の普通河川(一級河川、二級河川および準用河川以外)

※水路、都市下水路、雨水幹線などは対象外

▼内容 土砂などの堆積が著しく、かつ、人家への影響のおそれのある場合に、堆積土砂などの除去に対し補助

▼補助金額 除去した土砂など1立方メートル当たり5千円(上限50万円)

▼申込期限 5月27日(金)

▼審査・決定 6月中に現地確認などで審査し、7月上旬に決定

▼その他 希望する方は事前に相談してください。

《申込み・問合せ》建設課 ☎21-9007

電気式生ごみ処理機購入費補助

市では、家庭から排出される生ごみの減量を図るため、電気式生ごみ処理機を使って自家処理をする方に対し、購入費の一部を補助します。



▼対象 次の全てに該当する方

○市内に住所を有し、居住している。

○過去5年間にこの補助を受けていない(世帯単位)。

○継続して利用の見込みがある。

※補助内示前に購入したものは補助の対象外

▼補助金額 購入価格の2分の1(上限3万円)

※ポイント等を使用しての支払い分は対象外

▼補助枠 40台(1世帯1台限り)※先着順

▼申込方法 電話またはファクス(住所・氏名・電話番号を記入)で申し込みください。

《申込み・問合せ》生活環境課 ☎23-5304
FAX 23-0915または各振興局市民福祉課

出産を応援します

不育症検査・治療費助成を開始

不育症(2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があること)の検査および治療を受けた夫婦に対して、その費用の一部を助成します。

4月1日以降に受診した保険診療外の検査・治療を対象に、半額を上限に助成します。

対象となる検査項目・治療内容など、詳しくは問い合わせてください。



特定不妊治療の助成を拡大

体外受精および顕微授精(特定不妊治療)を受けた夫婦に対する助成を拡大しました。

▼対象 兵庫県に申請した治療

《特定不妊治療の助成額(上限)》

治療日	～3月31日	4月1日～
助成額	1年度当たり 20万円	治療1回当たり 20万円

《申込み・問合せ》健康増進課 ☎24-1127

ペレットストーブ等の設置補助

ペレットストーブ・ボイラー、薪^{まき}ストーブ・ボイラーの設置を補助します。

▼対象

- 市内に住所を有し、市内の住宅に設置する方
- 市内に事業所等を有し、事業所や施設等に設置する方
- 地区集会所に設置する方



▼条件 次の要件を満たすこと

- 申込時に未購入 ○設置時に未使用
- 市内産のペレットまたは薪を使用
- 市内の事業所からストーブ・ボイラーを購入
- 薪ストーブは二次燃焼機能付またはペレット兼用
- 薪ボイラーは熱源能力が平均3万キロカロリー以上

▼補助金額

- ペレットストーブ・ボイラー：本体購入費の2分の1以内(上限額20万円)
 - 薪ストーブ・ボイラー：本体購入費および設置工事費の2分の1以内(上限額20万円)
- ※予算の範囲内で先着順(約50台)

▼申込方法

エコバレー推進課にある申請書(市ホームページにも掲載)と必要書類を持参してください。

取扱い事業者を登録します

販売、設置工事を行う市内事業者を募集中です。

《申込み・問合せ》エコバレー推進課 ☎23-4480

消費生活相談員の知恵袋

「豊岡市消費生活センターとは？」

1



平成3年4月に開設した消費生活相談窓口「豊岡市くらしの相談室」を、4月から「豊岡市消費生活センター(以下、センター)」に名称を変更しました。

センターって何するの？

私たちは日々の生活の中で、悪質な訪問販売や振り込め詐欺、架空請求、多重債務など、さまざまなトラブルに巻き込まれる可能性があります。

センターでは、専門の相談員が消費者からの苦情や相談を受け、その解決に向けて消費者への助言と、消費者と事業者の間に入り交渉などを行っています。

また、悪質商法などの被害を未然に防止するため、市広報紙の掲載をはじめ、FMジャングルでの放送、寸劇などを取り入れた出前講座の開催など、各種啓発事業を行っています。地域での出前講座の希望がありましたら連絡してください。

こんなときはセンターへ

「悪質な訪問販売や電話勧誘で、商品を購入させられた」「賃貸住宅の契約でのトラブルがうまく解決しない」「最終通告という身に覚えのないメールが届いた」といった商品やサービスに関する苦情や、事業者とのトラブルについて、少しでも困ったな、おかしいなど思ったらすぐにセンターに相談してください。

一人で悩まず相談を

誰もだまされたくてだまされるわけではありません。だます業者が、消費者より情報の質や量、交渉が上手なだけなのです。仕方がないと諦めずにセンターに相談してください。

《豊岡市消費生活センター》

▼相談受付 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～午後4時

▼相談場所 生活環境課内

▼電話相談 ☎21-9001